

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>富士見市大字上南畑字橋下川袋二七三四 番二地先から同市大字上南畑字橋下川袋二 七三三番地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年五月二十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年十月九日埼玉県川 越県土整備事務所長告示第二十 七号で告示した道路区域の供用開 始である。 延長三〇・五〇メートル</p>